

福島県農業賞復興・創生特別賞実施要領

第1 目的

本事業は、東日本大震災及び原子力災害からの本県農業の復興等に寄与するとともに農業経営者のさらなる意識高揚及び農業に対する県民の理解を深めることを目的とし、本県農業の復興や創生に貢献している担い手等を表彰する。

第2 主催

福島県、(株)福島民報社、(一社)福島県農業会議、
福島県農業協同組合中央会、(株)ラジオ福島

第3 対象

本県農業の東日本大震災及び原子力災害からの復興や創生に向けて、自らの営農再開や地域農業の復興等に意欲的に取り組み、将来にわたり本県農業を支える担い手等と認められる農業者又は集団とする。

第4 推薦等手続

推薦等手続きは、福島県農業賞に準じるものとする。

第5 審査

1 審査員

審査員及び予備審査員は、福島県農業賞に準じるものとする。

2 現地調査

- (1) 農林水産部長は推薦のあった者について現地調査を実施する。
- (2) 調査は各主催団体事務局及び関係農林事務所農業振興普及部又は農業普及所等により実施する。

3 予備審査

予備審査は、推薦調書及び現地調査の結果をもとに「第6 審査基準」に基づき審査を行い、表彰の対象とする候補者を選定する。

なお、審査においては、現地調査員の出席を求めることができるものとする。

4 本審査

本審査は、予備審査において選定された候補者について審査を行い、受賞者を決定する。

なお、審査においては、現地調査員の出席を求めることができるものとする。

また、福島県農業賞と福島県農業賞復興・創生特別賞を合わせた受賞件数は12件以内とする。

第6 審査基準

審査は、下記により実施する。

- 1 東日本大震災及び原子力災害からの復興等に向け、意欲的又は先駆的に農業経営に取り組む個別経営体(法人を除く)及び農業法人、又は農村活動を展開する集団であること。
- 2 東日本大震災及び原子力災害の後、概ね1年以上の活動実績があり、個別経営体(法人を除く)及び農業法人の場合は認定農業者であること。また、集団の場合は農業者が過半を占めること。
- 3 農業の復興等に向けた取り組みが、地域から期待・評価されるとともに、今後、地域農業の中心的な役割を担うことが見込めること。
- 4 農地流動化については、農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき行われていること。
- 5 復興・創生特別賞を受賞した者が、次回以降に福島県農業賞の各部門における審査基準の要件を満たした場合は、福島県農業賞での受賞も可能とする。

ただし、原則として過去に農業賞を受賞した者は除くものとする。

第7 表彰

本審査において選定された優秀な農業者及び集団に、賞状及び記念品を贈り、表彰する。

なお、個別経営体(法人を除く)の表彰については、夫婦連名で表彰することができる。夫婦連名の表彰については、福島県農業賞に準じるものとする。

第8 事務局

本表彰事業の事務局は、福島県農林水産部農業担い手課に置く。

第9 その他

- 1 この要領に定めるほか、必要な事項については、別途定める。
- 2 本表彰事業において取り扱う個人情報、事業の目的以外には使用しないものとする。
- 3 この要領は、令和2年度から令和12年度まで適用する。

この要領は、平成28年2月10日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日一部改正、施行する。

この要領は、平成30年1月18日一部改正、施行する。

この要領は、平成31年3月6日一部改正、施行する。

この要領は、令和2年1月24日から施行する

この要領は、令和2年6月18日一部改正、施行する。